第１章　災害復旧計画

第１節　災害復旧組織の設置

第１　災害復旧本部の設置

市長は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、災害復旧事業及び各証明書の発行や被災者支援を総合的に推進する必要があると認めるときは、災害対策本部廃止後、引き続き横断的な組織として災害復旧本部を設置することとする。

なお、災害復旧本部の構成及び分掌事務については、災害対策本部を準用することとする。

第２　災害復旧本部の組織・運営

災害復旧本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定することとする。

なお、災害復旧本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第２章　各証明書の発行と義援金品の受付・配分計画

罹災証明書及び罹災届出証明書の交付や、各種の被災者救護対策の基礎となる被害認定調査及び被災者に対する見舞金、税や公共料金の減免等あるいは災害保険請求時に伴う罹災証明書及び罹災届出証明書発行事務について定める。

また、災害時における義援金品の受付・配分について定める。

第１節　各証明書の発行

【証明書の種類】

証明書名	発行内容
罹災証明書	自然災害による住家の被害程度を証明するもの
罹災届出証明書	自然災害による非住家、動産、人的被害について届出があったことを証明するもの

【実施担当】

担 当 班	業 務 内 容
総括部本部班	全体の総括 災害相談センターの設置 被災者台帳、罹災証明書発行業務等のシステム化 申請受付所の決定
総括部広報班	広報紙及びマスコミ等を通じて住家等の調査実施要領の広報 罹災証明書及び罹災届出証明書発行場所、開始時期等の広報
調査部調査班	住家等の被害認定調査の実施、罹災証明書相談窓口の設置 再調査の受付、再調査の実施、住家被害判定委員会の設置
調査部調達配送班	被害車両の調査
生活環境部商工・農林水産班	田畑・船舶等の被害認定調査
避難対策部避難所第１～第５班	被災者の調査
避難対策部総務班	被災者の調査
医療部救護班	被災者の調査
避難応援部健康管理班	被災者の再調査
救助部援護班	申請受付、被災証明窓口の設置及び証明書発行に係る職員等の要請 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行 ボランティアの要請
総括部職員班	各班への応援要請に関すること
消防部応急対策班	火災にかかる火災損害調査の実施（火災原簿の作成） 火災にかかるり災証明書の発行

第１　各証明書発行システム

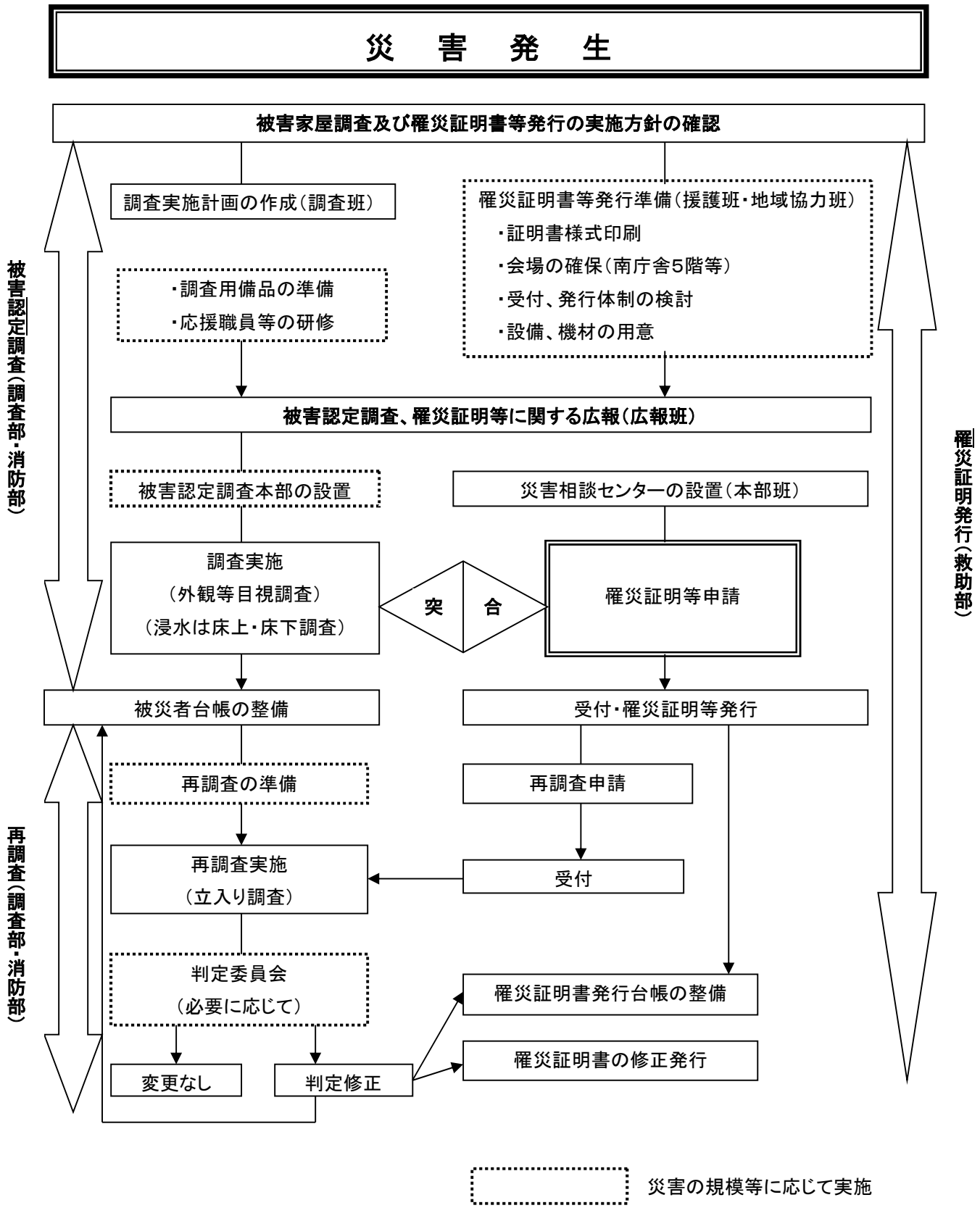

第２　被害認定調査及び各証明書発行の実施方針

１　被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針の確認

調査部調査班及び救助部援護班、総括部本部班等関係部局は、被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針を確認する。

①　住家等の被害状況あるいは住家等の被害発生の見込み
②　避難者の状況
③　罹災証明書等の発行が求められる各種施策に関する動き
④　国、兵庫県、他の被災自治体の動き
⑤　被害認定調査の実施方法
⑥　罹災証明書等の受付及び発行方法
⑦　罹災証明書等の発行、被害認定調査の実施期間等

第３　被害調査

１　被害状況等の把握

第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第３節「情報の収集伝達」第２「災害情報の収集・報告」に定めるところにより、収集した人的、物的、機能被害の状況及び災害相談センターに寄せられた被害状況等から、主に浸水による被災地域及び主に倒壊による被災地域の分類や被害の程度等、家屋被害や人身被害の全体像を把握する。

２　被害家屋調査の準備

市は、把握した被害状況を基に次の準備を行う。

(1)　調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、そのつど決定する。

①　一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査
②　外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施、あるいは当初から立ち入り調査を実施

(2)　調査範囲の設定

現在把握している被害状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

(3)　調査期間の確定

浸水被害については、浸水程度を把握するため出来るだけ早期に開始し、罹災証明書を必要とする各種施策の担当部と調整し、罹災証明書の発行時期を確定することにより終期を決定する。

また、再調査の期間については、被害認定調査の進捗状況等を考慮して、罹災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

(4)　調査員の確保

①　調査部調査班は、必要な調査員を確保する。

調査期間の確定をうけて調査対象家屋との関連から調査員の必要数を算定する。

また、班員だけでは対応できないと判断した場合は、総括部職員班に連絡し、他班、他市町等

へ応援職員の派遣を要請する。さらに、専門職が必要な場合は、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は、建築士等の協力を要請する。

なお、要請時には、応援職員ひとり一人の派遣期間はできるだけ長期（概ね７日以上）となるように調整する。

② 消防部応急対策班は、必要な調査員を確保する。

なお､班員だけでは対応できないと判断した場合は､他消防機関へ応援職員の派遣を要請する。

(5) 調査活動の準備

① 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

なお、各班原則２人１組とし、高砂市職員を含むことを原則とする。

② 住家被害調査表（付録)、地図、家屋現況図、携帯品（傾斜計、下げ振り、コンベックス、ヘルメット、デジタルカメラ、懐中電灯等）の調査備品及び腕章、名札等、身分を証明する物を準備する。

③ 調査員運搬用車両。

④ 他市町応援職員、ボランティア建築士等が宿泊可能な施設等に関する情報。

⑤ 調査員に調査方針や方法、認定基準等について説明会を開催する。

(6) 被害家屋台帳のシステム化

総括部本部班は、調査部調査班と協力して被害家屋台帳（市様式）を、被災者支援システム（仮称）を利用してデータベースで作成し、記載内容は、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約できるよう検討する。

３ 被害認定基準

罹災証明書及び罹災届出証明書に係る住家や人身被害の認定については､「災害の被害認定基準の統一について」(昭和４３年６月１４日付結審第１１５号内閣総理大臣官房審議室長通知　平成１３年６月２８日改正、令和３年６月２４日改正）において示された「災害の被害認定基準」（資料編）を基に行う。

なお、大規模半壊については、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成１６年４月１日付府政防第３６１号内閣府政策統括官（防災担当）通知)、浸水等については、「浸水等による住宅被害の認定について」(平成１６年１０月２８日付府政防第８４２号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（資料編)、を基に行う。

また、家屋被害状況の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府)」の住家被害調査表を基に兵庫県が作成した住家被害調査表（資料編参照）を使用して行うが、他に被害状況の判定に適した調査表があれば使用することも検討する。

４ 被害認定調査及び証明書発行の広報

罹災証明書の発行を円滑に実施するため、災害相談センター内（市役所内）に罹災証明書に関する相談窓口を設置するとともに、総括部広報班は、大規模災害等必要な場合、被害認定調査及び罹災証明書等発行の実施方針の確認ができ次第、速やかに、被害認定調査方法や目的、各証明書申請の受付開始時期と場所及び内容等を記載した市広報誌、ビラ等を全戸配布する。また、避難所等における各種広報活動及び報道関係機関と連携し、被災者への周知徹底を図る。罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

また、各証明書申請の受付開始時期や被害認定調査の進捗予想により、被害認定調査の広報と証明書発行の広報時期を同一にする等検討する。

なお、必要に応じて、被害認定調査及び罹災証明書や罹災届出証明書発行の進捗状況を定期的に広報する。

５　被害家屋調査の実施

被害家屋調査実施方針及び実施計画により被害家屋調査を実施する。

なお、下記に基本的な調査実施の方法を記載する。

(1)　一次調査

外観目視調査により、一棟単位で浸水・損壊の程度を調査表にて調査し、後日のトラブルに備えるため、調査時に立会者の了解を得て、家屋の世帯主名等の分かるものや、全景・被害箇所（特に判定のポイントとなる箇所）の写真を撮影する。

なお、早期に調査しなければ被害程度が確認できないと判断した場合は、浸水被害を優先して調査し、床上・床下被害について確定する。その後、損壊等の被害程度を調査表にて確定する。

また、非住家（店舗・倉庫等）については、土間・フロアー等からの浸水高さを実測し、調査表に記録する。

水害による床上、風害等による半壊以上の被害がないと思われる場合は、被災証明の申請があってから、被災者からの聞き取り及び立会いの上、実測等により調査し、調査表に記録する。

(2)　二次調査

一次調査により床上浸水及び半壊以上の被害と認められる場合は、外観目視及び内部立入調査により二次調査を実施し、被害の程度を調査表にて確定する。

６　その他の被害調査の実施

(1)　被災者の被害調査

医療部救護班は、市内医療機関や救護所と連携し、人身被害状況を取りまとめる。

避難対策部総務班及び避難対策部避難所第１～第５班は、避難者名簿及び住民基本台帳、外国人登録により被災地区の被災世帯等を把握する。

(2)　田畑・船舶等の被害調査

生活環境部商工・農林水産班は、災害の危険が解消した段階で、田畑・船舶等商工農林水産に関係する被害調査を実施し、被害の状況及び程度を確認する。

(3)　被害車両の調査

調査部調達配送班は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対して被災自動車の移動に関与した者の確認印を求め、被害の内容を確認する。

７　調査結果の検討及び集約

(1)　調査結果の検討

日々調査結果を検討するとともに、調査表のチェック（記入漏れ等）をし、判定内容を確定する。

また、専門家や調査員同士の意見交換により調査の質を確保するとともに、場合によっては、対応マニュアル等を作成する。

(2)　被害家屋調査結果の集約

調査部調査班は、判定結果を被災者支援システムに反映入力（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））し、データベースで作成した、被害家屋台帳を作成する。

また、証明書発行時の説明に活用するため、撮影した外観写真もあわせて整備する。

(3)　その他の被害調査結果の集約

被災者の被害調査結果の集約は、世帯ごとに整理した災害被災者台帳を作成する。

その他の担当班は、調査結果を集約し、作成した被害台帳を総括部本部班に報告する。

第４　罹災証明書

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる住家の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

１　申請受付（証明書発行）場所の設置

総括部本部班は、被災者からの各証明書の申請受付場所を災害の状況、被災世帯数等を考慮して、利用可能な施設を確保し、調査部調査班・救助部援護班・総括部本部班等と協力し会場の設営を行う。

なお、班員だけでは対応できないと判断した場合は、総括部職員班に連絡し、他班から応援職員及び他市町からの応援職員の派遣を要請する。

(1)　証明書発行会場の確保

①　被災世帯数、発行枚数を勘案して、会場規模を決定する。

・ 大規模の場合は、南庁舎５階大会議室、３階作業スペース等、２階会議室１～３、総合体育館等

・ 中規模の場合は、南庁舎２階第１会議室、文化会館中ホール、伊保地域交流センター多目的ホール

・ 小規模の場合は、総括部本部班（危機管理室）で受付をし、調査部調査班による調査終了後、救助部援護班（福祉部人権福祉室地域福祉課）で各証明書を発行する。

②　一つの会場で一元的に実施するか、地区ごとに複数の会場で実施するかを決定する。

・各地域交流センター等

③　必要により郵送での証明書の申請、発行を実施するかを決定する。

(2)　証明書発行会場の設営

①　申請エリア

南庁舎１階を総合案内窓口とし、申請用紙の交付窓口、申請用紙の記入コーナー、申請用紙の申請窓口、申請者の待合スペース、マスコミ撮影場所、調査結果の提示、証明書の発行窓口、判定相談窓口等を配置する。

②　業務エリア

調査結果検索、地図・台帳スペース、証明書発行管理、職員控室等を配置する。

(3)　証明書発行会場における必要な物品等

①　会場外

会場内案内図、入場状況表示案内等を設置する。

②　申請エリア

申請書記入台､各種案内用掲示板､各種配布資料置場用台､待合スペース用椅子等を設置する。

申請書記入例、被災証明書よくある質問、被害認定写真、調査表、各種被災者支援策（資料編参照）等のポスターを作製し掲示するとともに、災害時の関連配布資料を提供する。

③　業務エリア

地図、被災者台帳、パソコン、プリンター、コピー機、電話、机・椅子等を設置する。

④　その他

担当部署ごとの腕章、名札、各コーナーの表示カンバンや名札立て

【設　営　例】

設置例（南庁舎５階大会議室の場合）

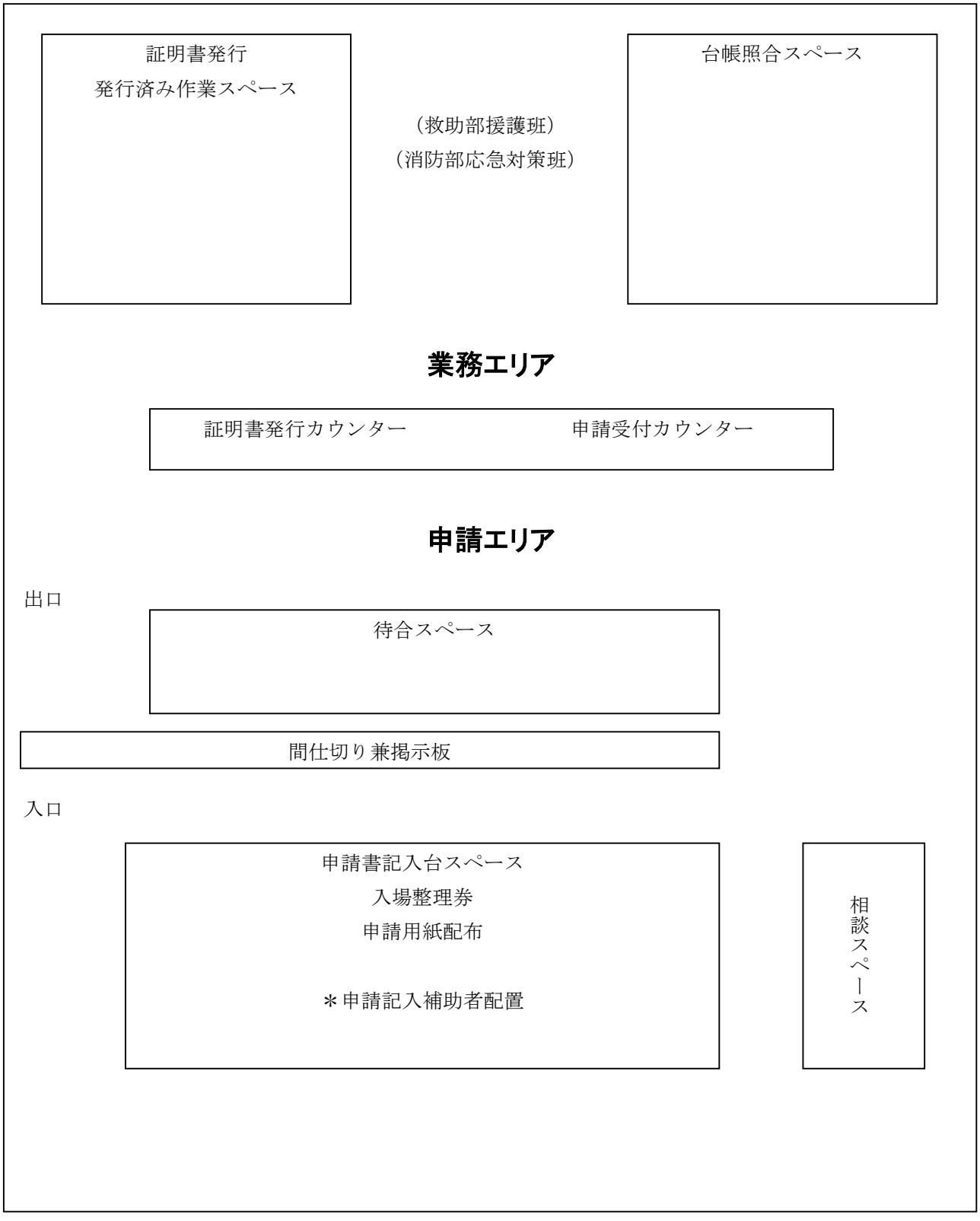

再審査受付は、２階会議室を使用（調査部調査班）

郵送発行は、５階会議室を使用（救助部援護班）

2　証明書の発行業務

(1)　証明書発行業務の流れ

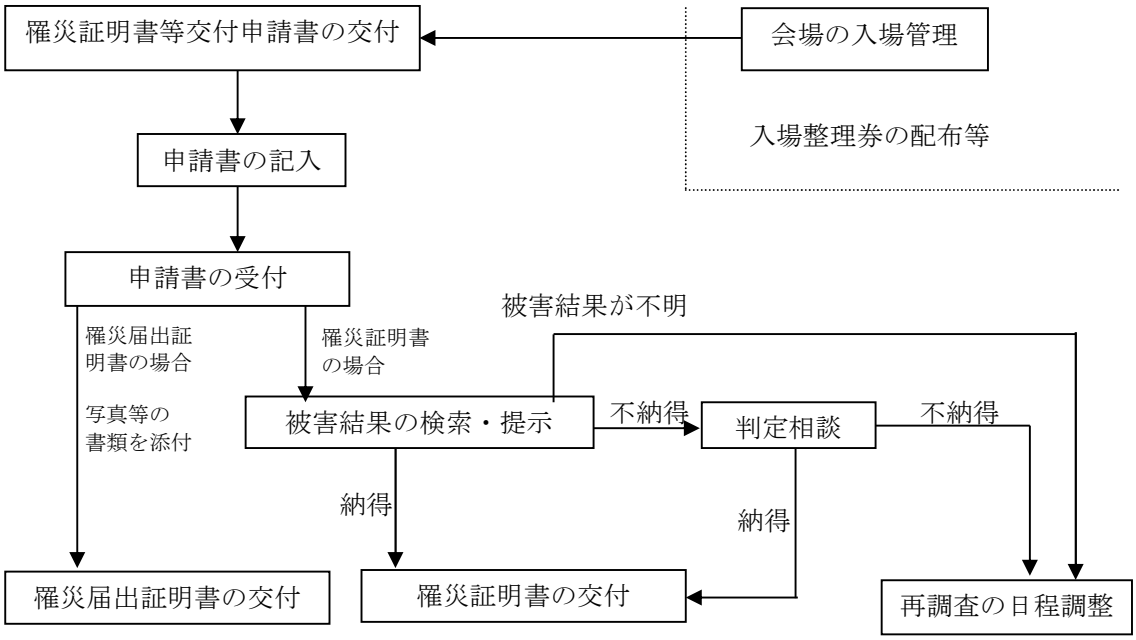

(2)　証明書発行会場の人員配置及び業務内容

配置人員は、申請者の増減により各担当者を機動的に増減するものとする。

会場に配置された職員は、担当ごとの腕章と名札を着用することとする。

また、混乱を招かないよう事前に被災証明書発行マニュアル等を作成し、証明書発行事務を行う。

①　会場外

入場管理・整理人員等を配置する。

総括部本部班は、整理券（時間指定）等を準備するとともに、総括部職員班に連絡し、他班から応援職員の派遣を要請する。また、他市町からの応援職員の派遣を要請する。

・一度に多数の申請者が殺到する可能性があるので、職員及び派遣された他市町からの応援職員に被災証明書発行マニュアルに基づき業務内容等を説明する。

・入場整理員は、申請者が殺到して押しかけないよう入場管理員と協力して人員整理をする。

・入場管理員は、申請者に整理券（時間指定）を渡し、入場制限を行い、一定人員を会場内に案内する。

②　申請エリア

救助部援護班は、罹災証明書（市様式）を準備するとともに、申請書交付人員を配置し、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。

消防部応急対策班は、り災（火災）証明書（市様式）を準備するとともに、申請書交付人員を配置し、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。

調査部調査班及び消防部応急対策班は、申請書記入相談人員を配置し、申請書記入手伝いをするとともに、申請書提出窓口へ誘導する。

総括部本部班は、会場内案内・誘導人員等を配置し、フロアコントロールをする。

③　業務エリア

調査部調査班及び消防部応急対策班と避難対策部避難所第１～第５班は、申請書受付人員と調査結果検索人員を配置し、申請書の記入内容を確認し、受け取る。また、各証明書ごとの担当者は、被災台帳や避難者台帳等で検索し、申請書に判定結果（全壊、床上浸水、全焼、避難生活を余儀なくされた等）を記入し、判定内容を申請者に説明し、当該内容で証明発行してよいかを確認し、納得された場合は発行窓口を案内する。納得されない場合又は被害結果が不明の場合は、相談窓口を案内する。

救助部援護班・消防部応急対策班は、証明書発行人員、証明書発行管理人員を配置し、罹災証明書・罹災届出証明書（発行番号記入・公印押印）を申請者に交付し、各証明書発行台帳等に発行分の入力処理をする。

調査部調査班、消防部応急対策班、避難対策部総務班、避難対策部避難所第１～第５班、調査部調達配送班、生活環境部商工・農林水産班は、相談窓口人員を配置し、申請者から事情聴取し、判定内容に納得されない者は，調査資料を提示して説明する。それでも、納得が得られない場合及び被害結果が不明の場合は、各証明書等の発行を保留し、再調査日程を申請者（立会い可能日）と調整する。

総括部本部班は、全体総括スタッフ、情報技術スタッフを配置し、各証明書発行業務全体の流れをコントロールするとともに、不足の事態に備える。

(3)　証明事項

①　罹災証明書（市長の行う市様式）

市長は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により被害を受けた住家の被災程度の証明を行うものとする。

・　全壊、大規模半壊、中規模半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

②　罹災届出証明書（市様式）

罹災届出証明書は、自然災害による非住家、住家以外の不動産（工作物等）、動産、人的被害について、被災者から被害を受けた事実の届出があったことを証明するものであるため、被害認定調査は行わず、被害の程度についても判定しない。

よって、罹災届出証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。

(4)　証明書の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、災害により被害を受けた住家・非住家・車両等の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとする。

なお、各証明書等は、罹災状況等が証明書発行後に変化した場合は、発行した証明書を訂正するとともに台帳を修正する。

(5)　証明手数料

各証明書ごとの証明手数料は徴収しない。

(6)　証明書発行担当

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、救助部援護班が担当し、火災に伴う罹災証明書は、消防部応急対策班が担当する。

あわせて、証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を作成し、その内容を、総括部本部班に定期的に報告する。

３　郵送・ぴったりサービスによる申請受付

市内の被災状況によっては、郵送及びぴったりサービスによる受付・発行を行う。

(1)　留意事項

① 郵送申請が出来るよう地域交流センター、市民コーナー及び避難所に申請用紙、説明書を配布する。

② 申請者が郵送により申請を行い、証明書の発行を希望する場合は、返信用封筒を同封するものとする。

③ 郵送で申請する旨の問い合わせがあったときは、申請用紙、説明書の配布場所など申請に必要な事項を説明する。

④ 受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。

⑤ 郵送申請があった場合は、住民基本台帳、固定資産税台帳などにより関係者の確認を行う。

(2)　ぴったりサービスによる申請受付事務の留意事項

① 申請者がマイナポータル内のぴったりサービスにより、申請を行う。

② 証明書の交付については、紙ベースで発行し、証明書発行会場又は郵送により交付する。

③ 申請者が郵送を希望した場合は、市が申請者の住所に郵送するものとする。

④ 受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。

⑤ ぴったりサービスによる申請があった場合は、住民基本台帳、固定資産税台帳などにより関係者の確認を行う。

第５　再調査

１　再調査の申出

被災者は､被災証明等の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋や被害結果が不明の場合は、再調査を申し出ることができる。

(1)　受付担当

相談窓口において、再調査の申出を受け付ける担当班は以下のとおりとする。

①　調査部調査班は、家屋の被害判定について

②　消防部応急対策班は、火災による家屋の被害判定について

③　避難応援部健康管理班は、人身の被害状況について

④　調査部調達配送班は、車両の被害状況について

⑤　生活環境部商工・農林水産班は、田畑及び船舶等の被害状況について

２　再調査の実施

上記受付をした班は、申出のあった被災者と立会い日程等を打合せし、迅速に再調査を行い,判定結果を当該被災者に連絡するとともに、被災度判定等が変更となった場合は、被災台帳及び被災証明発行台帳等を修正し、発行を保留していた被災者に各証明書を発行する。

(1)　家屋の再調査

調査部調査班は、運用指針の第３次判定の「住家被害調査表」等を使用し、被災者等の立会いのもと、家屋の内部確認を含む立入調査行い、調査の結果及びその根拠については、立会い者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。また、建築士会、他市町等の協力を得ながら、できるだけ建築の専門家による調査を行う。

(2)　その他の再調査

家屋以外の調査については、申出を受けてから調査を行う場合が多数となるので、「第３被害調

査」「６その他の被害調査の実施」の項に従い、調査を実施する。

３　家屋被害判定委員会

調査部調査班は、再調査において、判定困難なものについては、必要に応じて次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から３名の委員を市長が委嘱する。

第２節　義援金品の受付・配分計画

県及び近隣被災市町、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力の基に、統一的な基準により義援金品の受付・配分を行う。

具体的な運用については、本部長（市長）の判断により決定するものとする。

１　義援金品の受付・保管

義援金品の受付・保管は救助部援護班が担当する。

義援金については、被災者に配分するまでの間、救助部援護班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に関しては、受払簿を作成しなければならない。

義援品については、救助部援護班が救援物資集積所を一時保管場所として保管する。

・救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模m2
高砂市役所分庁舎１F 多目的スペース	荒井町千鳥１－１－１	151
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥３－１－１	1,756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町１０－１	60
伊保地域交流センター	伊保東１－１８－６	2,358
陸上競技場・野球場	米田町島５２６	56,989
文化会館	高砂町朝日町１－２－１	3,927

２　義援金品の配分

義援金品の配分計画は、被害状況確定後に、本部長（市長）が決定する。

配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として救助部援護班が立案する。

応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物は、本部長（市長）の指示により有効に活用する。

被災者に対する配分にあたっては､必要に応じ自主防災組織や自治会､日赤奉仕団等の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第３章　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 31 号）等に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等を行う。

第１　災害弔慰金の支給（救助部援護班）

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：５００万円 ・その他の者が死亡した場合：２５０万円 ※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、見舞金の額を控除した額
対象となる方	●災害により死亡した方（災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者、外国人等登録があるご遺族です。） ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、市が設置する災害弔慰金等支給審査会において調査審議が行われます。 ※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居から５世帯以上滅失した災害等です。

第２　災害障害見舞金の支給（救助部援護班）

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：２５０万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：１２５万円
対象となる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人

	⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、市が設置する災害弔慰金等支給審査会において調査審議が行われます。 ※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居から５世帯以上滅失した災害等です。

第３　災害援護資金の貸付（救助部援護班）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td colspan="3">災害援護資金（高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td colspan="3">貸付</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td colspan="3">●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、高砂市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。
貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td colspan="2">
<table>
<tr><td colspan="2">①世帯主に１か月以上の負傷がある場合</td></tr>
<tr><td>ア　家財の３分の１の損害及び住居の損害がない</td><td>１５０万円</td></tr>
<tr><td>イ　家財の損害があり、住居の損害がない</td><td>２５０万円</td></tr>
<tr><td>ウ　住居半壊</td><td>２７０万円</td></tr>
<tr><td>エ　住居全壊</td><td>３５０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">②世帯主に１か月以上の負傷無い場合</td></tr>
<tr><td>ア　家財の損害があり、住居の損害がない</td><td>１５０万円</td></tr>
<tr><td>イ　住居半壊</td><td>１７０万円</td></tr>
<tr><td>ウ　住居全壊(②エの場合を除く)</td><td>２５０万円</td></tr>
<tr><td>エ　住居の滅失又は流失</td><td>３５０万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>保証人の設定</td><td colspan="2">任意</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸付利率</td><td>保証人あり</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>保証人なし</td><td>１％</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="2">３年以内（特別の場合５年）</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td colspan="2">１０年以内（据置期間を含む）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>対象となる方</td><td>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。
①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１か月以上
②家財の１/３以上の損害
③住居の半壊又は全壊・流出
●所得制限があります。
<table><tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>１人</td><td>２２０万円</td></tr><tr><td>２人</td><td>４３０万円</td></tr><tr><td>３人</td><td>６２０万円</td></tr><tr><td>４人</td><td>７３０万円</td></tr><tr><td>５人以上</td><td>１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。
ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とします。</td></tr></table>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が１以上ある場合の災害です。</td></tr>
</table>

第４　災害見舞金の支給（救助部援護班）

災害により住家に被害を受けた市民に対し、高砂市災害見舞金等支給条例に基づき、災害見舞金を支給する。

１　対象災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じた被害及び火災

２　支給対象者

(1)　本市の住民基本台帳に登録されている者

(2)　自己の住居の用に供している建物に被害を受けた者の世帯主

ただし、被災がその者の故意により生じたものであるとき並びに当該被災に関し災害弔慰金条例に基づく弔意金及び障害見舞金の支給があった場合には支給しない。

３　見舞金の額

被害の程度	支　　給　　額	備　　考
家屋の全焼、全壊又は流失	１世帯につき　100,000 円	家屋の被害度 70 パーセント以上をいう。
家屋の半焼又は半壊	１世帯につき　50,000 円	家屋の被害度 20 パーセント以上 70 パーセント未満をいう。
家屋の床上浸水	１世帯につき　30,000 円	
火災の場合の水損	１世帯につき　10,000 円	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたものをいう。
重傷	１人につき　5,000 円	治療１月以上の者
死亡	１人につき　50,000 円	負傷後に死亡した者を含む。

第５　災害援護金等の支給（救助部援護班）

知事は、災害援護金等の支給に関する規則に基づき、災害援護金等の支給を行う。この場合において、市長は被災者への支給について協力するものとする。

１　支給基準等

<table>
<tr><th>種類</th><th>災害発生の場所</th><th colspan="2">災害の規模</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害援護金</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>自然災害</td><td>(1)　１の市町の区域内の被害数が５以上あるとき。
(2)　知事が特に必要であると認めたとき。</td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td>(1)　災害救助法による救助が実施されたとき。
(2)　知事が特に必要があると認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死亡見舞金</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>自然災害</td><td>(1)　自然災害により死者が生じたとき。
(2)　知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。</td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td>(1)　災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。
(2)　知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。</td></tr>
<tr><td>県の区域外（国内に限る）</td><td colspan="2">(1)　自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。
(2)　知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給対象</th><th>支　　給　　額</th></tr>
<tr><td>災害援護金</td><td>県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者

当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主

知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者</td><td>
<table>
<tr><th>災害の種別</th><th>被害の種別</th><th>災害援護金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">自然災害</td><td>住家の全壊、全焼又は流出</td><td>1世帯につき　200,000円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃　100,000円</td></tr>
<tr><td>住家の一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。）又は住家の床上浸水</td><td>〃　50,000円</td></tr>
<tr><td>重傷の被災者</td><td>1人につき　30,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の災害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1世帯につき　50,000円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>〃　30,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>死亡見舞金</td><td>当該災害による死亡者の遺族
（但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。）

知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族</td><td>
<table>
<tr><th>災害の種別</th><th>災害の発生した場所</th><th>死亡見舞金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">自然災害</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>死亡した県民等1人につき　200,000円</td></tr>
<tr><td>死亡した県民等以外の者1人につき　60,000円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>死亡した県民1人につき　200,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の災害</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>死亡した県民等1人につき　100,000円</td></tr>
<tr><td>死亡した県民等以外の者1人につき　60,000円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>死亡した県民1人につき　100,000円</td></tr>
</table>
備考　この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。
(1)　県の区域内に住所を有する者
(2)　県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
(3)　県の区域内の学校に在学する者
(4)　その他これらに類する者
</td></tr>
</table>

第６　生活福祉資金

１　実施主体

県社会福祉協議会（市社会福祉協議会が窓口となる。）

２　貸付条件等

(1)　対　象

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

(2)　資金の種類（災害関係分抜粋）

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯　２８０万円以内	６か月以内	７年以内
	障がい者世帯　４６０万円以内		９年以内
資格や技能を習得するための学費など	技能を習得する期間が ６か月程度　１３０万円 １年程度　２２０万円 ２年程度　４００万円 ３年程度　５８０万円	技能習得期間満了後６か月以内	８年以内
住宅の増改築、補修など	２５０万円以内	６か月以内	７年以内
負傷又は疾病の療養（療養期間が１年以内の場合）※１　※２	１７０万円以内	６か月以内	５年以内
介護・障がい者サービス等の利用（利用期間が１年以内の場合）※１　※２	１７０万円以内	６か月以内	５年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	１５０万円以内	１年以内	７年以内
緊急小口資金	１０万円以内	２か月以内	据置期間経過後12か月以内

※１　貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります

※２　特別な事情により療養または利用期間が１年を超え１年６か月以内の場合の貸付限度額は２３０万円

第７　被災者生活再建支援（救助部援護班）

１　被災者生活再建支援制度

（１）　制度の対象となる自然災害

①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
②　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④　①又は②の市町村を含む都道府県で、
　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
⑤　①～③の区域に隣接し、
　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、
　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
　２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）
※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く５年間の特例措置）

（２）　制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
①　住宅が「全壊」した世帯
②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤　半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

（３）　支給額（下記アとイの合計で最大３００万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 （２　制度の対象となる被災世帯）	ア　基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ　加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	１００万円	建設・購入　２００万円 補修　１００万円 賃借　５０万円
④世帯	５０万円	
⑤世帯	―	建設・購入　１００万円 補修　５０万円 賃借　２５万円

（注）１　単数世帯は上記支給額の３／４
　　２　申請期間：自然災害発生からアが 13 月間、イが 37 月間

（４） 支援金の支給申請

（申請窓口）　　市町村
（申請時の添付書面）　①基礎支援金：罹災証明書、住民票　　等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
（申請期間）　①基礎支援金：災害発生日から１３月以内
②加算支援金：災害発生日から３７月以内

（５） 基金と国の補助

○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が、相互扶助の観点から搬出した基金を活用し、支援金を支給。
○基金が支給する支援金の１/２に相当する額を国が補助。

２　災害ケースマネジメント

市は県の協力も得ながら、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。また災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第４章 税の徴収猶予及び減免、その他の資金対策計画

第１　税の徴収猶予及び減免措置（調査部調査班）

被災者に対し、地方税法及び市税条例により、市税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて、以下のとおり適切な措置を講ずるものとする。

１　市税の納税緩和・減免措置

(1)　納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと２箇月以内に限り、当該期限を延長する。

①　災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

②　その他の場合、災害がおさまったあと被災納税義務者等により申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2)　徴収猶予

災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときには、更に１年の延長を行うものとする。（地方税法第 15 条）

(3)　減　免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行うものとする。

税　　目	減　免　の　内　容
市　民　税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う
固定資産税・都市計画税	・災害により価値が著しく減じた固定資産について減免を行う
軽　自　動　車　税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う

２　市税の納税緩和・減免措置等に関する広報

市税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動を実施し、住民への周知を図る。

３　国税、県税の納税緩和・減免措置等の広報

国及び県が実施する、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置について広報活動を実施し、住民への周知を図る。

第２　雇用の確保（生活環境部商工・農林水産班）

災害により職業を失った者に対する雇用の確保については、市内事業者に対して被災者の優先的な雇用の促進を要請する。

また、県（労働部）及び公共職業安定所に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等による早期再就職の促進策の要請を行う。

第３　その他の資金融資等

１　農林漁業災害資金（生活環境部商工・農林水産班）

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資することとする。

(1)　天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限に有利な条件で融資する。

(2)　日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

２　中小企業復興資金（生活環境部商工・農林水産班）

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資並びに都道府県及び中小企業基盤整備機構等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

３　災害復興住宅資金（応急対策第１部住宅班）

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

４　生活復旧（救助部援護班）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法(平成 10 年５月 15 日成立)等の積極的な活用を図ることとする。

第５章　災害復旧事業の実施

第１　災害復旧事業

市は、県等と協力して災害復旧事業の円滑な実施を図る。
災害復旧事業の種類は概ね次のとおりである。

(1)　公共土木施設災害復旧事業
　①　河川
　②　海岸
　③　砂防
　④　林地荒廃防止施設
　⑤　地すべり防止施設
　⑥　急傾斜地崩壊防止施設
　⑦　道路
　⑧　港湾
　⑨　漁港
　⑩　水道
　⑪　下水道
　⑫　公園
(2)　農林水産業施設災害復旧事業
(3)　都市災害復旧事業
(4)　廃棄物処理施設災害復旧事業
(5)　住宅災害復旧事業
(6)　社会福祉施設災害復旧事業
(7)　公立医療施設、病院等災害復旧事業
(8)　学校教育施設災害復旧事業
(9)　社会教育施設災害復旧事業
(10)　中小企業の振興に関する事業計画
(11)　その他の災害復旧事業

第２　激甚災害の指定（総括部本部班）

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定等に関する手続等は次のとおりである。

１　激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。

２　激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡のうえ、指定の促進を図ることとする。

３　特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

第６章　災害復興計画

第１節　復興組織の設置

第１　復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置することとする。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定めることとする。

第２　復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定することとする。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第２節　復興計画の策定

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興計画を策定する。

第１　復興計画等の内容

１　基本的な考え方

市は、高砂市総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定することとする。

２　復興計画の策定手順

復興計画策定の基本指針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮することとする。

(1)　被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集

(2)　有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

(3)　様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催　等

３　復興計画の策定

(1)　策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

①　多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮することとする。

②　将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応でき

る、柔軟な計画となるよう配慮することとする。

③　既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

（計画構成例）

ア　基本方針

イ　基本理念

ウ　基本目標

エ　施策体系

オ　復興事業計画等

想定される事業分野・生活

・住宅
・保健、医療
・福祉
・教育、文化
・産業、雇用
・環境
・都市及び都市基盤　等

4　分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定することとする。

(1)　生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

①　コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、ＮＰＯなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

②　保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

③　被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力をはぐくむ教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④　自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤　安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥　相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供に協力する者への支援等

(2)　住宅復興

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(計画項目例)

① 早期の恒久住宅建設
県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等
② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備及び入居者選定方法の設定、家賃対策等
③ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフラインその他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定することとする。

（計画項目例）

① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震化の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
③ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するための産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

（計画項目例）

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等
② 成熟社会にふさわしい新産業の導入・育成
企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
③ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に応じた人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。